

○美濃和紙伝統文化保存・継承協議会設置要綱

(設置)

第1条 平成26年11月27日に本美濃紙を含む「和紙：日本の手漉和紙技術」が国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産登録（無形文化遺産の保護に関する条約第16条1項に規定する人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載）されたことを契機として、美濃手すき和紙伝統文化及び技術等の保存継承及び活用を推進するため、美濃和紙伝統文化保存・継承協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は美濃和紙に関する次の事項を協議する。

- (1) 美濃手すき和紙後継者育成に関すること。
- (2) 美濃手すき和紙技術の維持向上に関すること。
- (3) 美濃手すき和紙原料及び用具の安定供給に関すること。
- (4) 美濃和紙の伝統文化の研究に関すること。
- (5) その他、美濃手すき和紙の伝統文化保存及び技術等の保存継承及び活用に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 住民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第7条 協議会は、特定の事項を調査検討するため、必要に応じ幹事会を設けることができる。

2 幹事会の委員は、協議会において選任する。

3 幹事会に幹事長を置き、委員の互選により定める。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、協議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市長の定める機関において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。